

（支出命令）

第65条 支出命令は、支出負担行為に係る債務が確定しているものについて、支出命令票（様式第56号）又は支出負担行為兼支出命令票に次の各号掲げる書類を添付して会計管理者に送付することにより行うものとする。

（1）・（2） 略

（3） 工事請負費にあつては、別に定める工事完成通知書の写し（部分払にあつては出来形調書の写、前金払にあつては公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）による保証証書）及び検査調書の写し

（4）・（5） 略

2～4 略

（前金払）

第73条 略

2 令附則第7条に規定する公共工事のうち、**請負金額が100万円以上のものについて**は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内において前金払をすることができる。この場合において、前金払を請求しようとする者は、保証事業会社が交付する前払金保証書に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 土木建設工事 請負金額の10分の4以内

（2） 工事の設計、調査及び測量 請負金額の10分の3以内

3 **前項第1号の土木建築工事**であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、同号の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の割合は、請負金額の10分の2以内とする。この場合において、中間前金払を請求しようとする者は、**保証事業会社が交付する中間前払金保証書**に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 工期の2分の1を経過していること。

（2） 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。